

伯耆町保育所給食調理等業務委託事業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については、次のとおり 1 項目を 10 点満点で評価するものとします。

非常に優れている・・・10 点

優れている・・・8 点

普通である・・・5 点

不十分である・・・3 点

全く不十分、問題がある・・・0 点

さらに、1（3）業務実績、1（4）危機管理体制、2（4）職員研修・移行準備等、3（1）オリジナリティーについては、集計の際に 2 倍の評価を、2（2）給食人員体制（円滑な運営）、2（3）衛生管理体制については、集計の際に 3 倍の評価を与えて集計するものとします。

1 企業評価（配点 60 点）

評価項目	評価の観点	評価方法及び配点
（1）企業理念	・ 保育所給食に対する基本的な考え方 ・ 保育所給食の意義や特色に対する理解度 ・ 保育所給食調理業務に取り組む意欲	様式第 6 号の審査 10 点
（2）経営状況	・ 財務健全性（自己資本比率、流動比率等） ・ 受注金額 ・ 技術者数	様式第 7 号の審査 10 点
（3）業務実績	・ 保育所給食調理業務受託実績	様式第 8 号の審査 20 点
（4）危機管理体制	・ 調理事故・異物混入等発生時の対処体制 ・ 製造物賠償責任保険（P L 保険）等の損害賠償制度の加入のグレード ・ 安全・安心の信頼度（食中毒等の発生状況）	様式第 9 号の審査 20 点

2 技術力評価（配点 100 点）

評価項目	評価の観点	評価方法
（1）保育所給食の具体的な取り組み	・ 保育所給食の専門性、サービス水準、安定的な提供に関する実施方針 ・ 安全衛生管理体制	様式第 10 号の審査 10 点
（2）給食調理人員体制（円滑な実施）	・ 調理業務責任者、副責任者等の配置 ・ 配置者の資格 ・ 職員勤務体制、勤務ローテーション	様式第 11 号の審査 30 点

	・業務従事者の休暇等における代員確保体制 ・調理作業工程表・動線図	
(3) 衛生管理の体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・業務従事者の健康管理体制 ・報告、連絡、責任体制	様式第12号の 審査 30点
(4) 職員研修・移行準備等	・業務従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの職員研修計画 ・職員研修体制 ・継続雇用、地元採用計画	様式第13号の 審査 20点
(5) 食育の充実、保育士との連携	・食育の充実関連活動 ・保育士との連携	様式第14号の 審査 10点

3 オリジナリティー（配点20点）

評価項目	評価の観点	評価方法
(1) オリジナリティー	・他事業者には無い独特な部分	様式第15号の 審査 20点

4 コスト評価（配点20点）

評価項目	評価の観点	評価方法
(1) 受託コスト	・職員配置人数 ・経費負担内訳	様式第16号の 審査 10点
	・価格点 $(\text{最も低い見積価格} \times 10) \div \text{提案者の見積価格}$ ※小数点以下切捨て	10点